



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*1 和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 1

公布された条例のあらまし

◇和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要
 修学奨励金の貸与の時期、貸与を受けようとする者が立てるべき債務を保証する者及び貸与の取消しの事由を見直しました。(第 2 条、第 5 条及び第 6 条関係)

2 施行期日
 公布の日から施行します。

条 例

和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 3 月 2 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 号

和歌山県修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「在学し」を「入学(同法に規定する高等専門学校から大学への編入学を含む。)しようとする者(第 6 条において「入学予定者」という。)又は入学する者であつて」に、「している者」を「しようとするもの又は通学しているもの」に改める。

第 5 条の見出しを「(連帯保証人)」に改め、同条第 1 項中「及び保証人」を削る。

第 6 条中「偽り」を「、偽り」に改め、「とき」の次に「又は入学予定者であつて規則で定める書類を提出しなかったとき」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 9 条の規定により修学奨励金を返還しなければならない者のうち既に返還の期限が到来しているにもかかわらず修学奨励金の全部又は一部を返還していないものに対する改正後の第 5 条第 1 項の規定の適用については、当該修学奨励金の全部又は一部を返還するまでの間は、なお

従前の例による。